

被災地のコミュニティの再生に係るくまもと型福祉のまちづくり推進指針の概要

第1章 推進指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

・被災地では、住まいの再建が進むことに伴い、地震で損なわれた地域コミュニティの再生や災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成が急務となっている。
 ・そのため、熊本地震からの復旧・復興にあたり、第3期地域福祉支援計画に掲げる「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」などの「くまもと型福祉のまちづくり」を被災地において重点的に推進し、被災者の一日も早い生活再建はもとより、コミュニティの再生等を進めるため、本指針を策定する。

2 指針の性格

・復旧・復興期の被災地において、地域福祉支援計画における理念や基本方針に基づく、「くまもと型福祉のまちづくり」を、県が総合的かつ重点的に推進するためのガイドラインとして策定する。
 ・県全体への広がりが必要なものは、次期地域福祉支援計画(平成33年度(2021年度)～)の改定の際の検討をはじめ、全県的な取り組みとしての展開も進める。

第2章 熊本地震の発生に伴う課題

1 応急仮設住宅入居者が抱える課題

【支援区分の分類状況(平成30年(2018年)12月末時点)】
 生活再建可能世帯 4,993世帯(57%)
 日常生活支援世帯 1,403世帯(16%)
 住まいの再建支援世帯 1,882世帯(22%)
 日常生活・住まいの再建支援世帯 455世帯(5%)

応急仮設住宅入居者の半数近い世帯が心身の健康面で課題を有していたり、住まいの再建の方針が未定であったりなど、何らかの支援を必要としている。

2 コミュニティ形成における課題

- (1)被災地におけるコミュニティの再生
 多くの被災者が応急仮設住宅へ入居、あるいは新たな地域での住まい再建などにより、地域住民同士の支え合い、見守り活動が困難な状況があり、住民の孤立が危惧される。
- (2)災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成
 お互いを知らない多くの世帯が一定期間に集中して入居する災害公営住宅では、早期の自治組織の形成が困難な場合があり、入居者の孤立が危惧される。
- (3)仮設団地の入居者減少に伴うコミュニティ機能の維持
 住まいの再建が進むことにより、仮設団地の入居者が減少し、自治組織が成り立たなくなることなどで、入居者の孤立が危惧される。

第3章 取組みの推進・支援施策の展開

1 被災地のコミュニティ形成に係る支援

○新：新規事業 □拡：事業拡充

取組み・支援の内容	関連施策
(1)被災地における「地域の縁がわづくり」の重点的な支援 市町村と連携し、「地域の縁がわづくり」を積極的に促し、被災した地域における「地域の縁がわ」取組み団体を支援する。「みんなの家」や災害公営住宅の集会所等を「地域の縁がわ」として活用することを推進する。	□拡・地域福祉総合支援事業(ハード事業)
(2)被災地における「地域の結びづくり」の重点的な支援 市町村や社会福祉協議会等と連携し、被災地における地域住民が主体となったサロン活動の再開や見守り活動の構築を推進する。 市町村や社会福祉協議会と連携し、生活支援や見守り活動等の地域福祉に取り組む団体を支援する。	□拡・地域福祉総合支援事業(ソフト事業) ・地域の結びづくり推進・支援事業 ○新・地域の結びづくり推進・支援事業のうち 地域の底力向上研修事業
(3)被災地における地域福祉を支える担い手の育成 市町村や社会福祉協議会等と連携し、被災地域の自治会長など地域の中心となる人物に対し、各種制度等の説明や実践的な研修を実施し、住民主体の地域福祉活動を支援する。	○新・地域の結びづくり推進・支援事業のうち 地域の底力向上研修事業<再掲>
(4)災害公営住宅等におけるコミュニティ形成の支援 市町村等と連携し、自治会等の形成やコミュニティ形成支援員の配置など、公助及び共助によるコミュニティ形成支援を進める。	○新・被災地のコミュニティ形成支援 (復興基金市町村創意工夫事業(枠配分)の活用) ・熊本見守り応援隊
(5)仮設団地におけるコミュニティ機能維持の支援 市町村等と連携し、独居高齢者世帯等への見守りや自治会解散後の団地内活動等、団地内のコミュニティ維持に必要な支援を行う。	・地域支え合いセンター運営支援事業 ・仮設住宅等コミュニティ形成支援事業 (復興基金の活用) ・被災者見守り対策強化事業 (復興基金の活用) ・熊本見守り応援隊<再掲>

2 被災者の生活再建・被災地の復興に向けた支援

取組み・支援の内容	関連施策
(1)被災者の早期の住まい再建・生活再建に向けた支援 市町村等と連携して、被災者の早期の住まい再建、生活再建に向け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を進める。	・地域支え合いセンター運営支援事業<再掲> ・こころのケアセンター事業 ・住まいの再建支援事業 (復興基金の活用) ・住まいの再建相談支援員(住まいの再建加速化事業) (復興基金の活用) ・生活再建支援専門員(熊本地震生活再建困難者支援事業) (復興基金の活用)
(2)ボランティアの支援・確保 市町村、社会福祉協議会、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク等と連携し、被災地の復興に向け必要なボランティアの確保、ボランティア団体の活動支援を進める。	・復興支援ボランティア連携推進事業 (復興基金の活用) ・復興関連ボランティアセンター等運営推進事業 (復興基金の活用)